

仕様書

1 件名

ノートパソコン、ICカードリーダーライター及びモバイルルーターレンタル並びに設定業務

2 業務概要

福井労働局に下記仕様に該当するノートパソコン及びモバイルルーターを貸与するもの。
また、必要設定を行った上で下記指定場所へ納品し、貸与期間終了後、当該端末の撤去を行うもの。

3 レンタル物品

(1) ノート型パソコン（マウス及び電源ケーブルを含む）・・・1台

以下の仕様を満たすものとする。

- ・CPUは800MHZ以上の32ビット(x86)プロセッサまたは64ビット(x64)プロセッサが1つ以上搭載されていること。
- ・メモリは512Mバイト以上のRAM、ハードディスクは20Mバイト以上の空き容量があること。
- ・マイクロソフトオフィス(2016以降)をインストールしていること。
- ・アンチウイルスソフトを最新の状態でインストールしていること。

(2) ICカードリーダーライター・・・1台

マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターであり、以下の仕様を満たすものとする。

- ・USB等により同時にレンタルするパソコンに接続できること。
- ・通信するためのドライバソフトウェアが提供されているものであること。

※マイナンバーカードに対応したものであるかは、公的個人認証サービスポータルサイトで示す「マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター一覧」を参照。

(3) モバイルルーター（充電用ケーブルを含む）・・・1台

通信容量は月当たり10GB程度、下り最大通信速度100Mbps以上のものとする。

4 必要設定について

(1) ICカードリーダーライターが使用できるよう、必要なソフトウェアのインストール等を行うこと。

(2) 別添1「公的個人認証サービス利用者クライアントソフトVer3.4インストール手順書」の1～10ページを参考に、当該ソフトをインストールすること。

(3) 別添2「労働保険に関する電子申請の事前順位ガイドBOOK」の11～17ページを参考に、ブラウザの設定および電子申請アプリケーションのインストールを行うこと。なお、当該ガイドBOOKはInternet Explorerにおける設定のみ記載されているが、Microsoft Edgeでも可能である。

5 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

ただし、契約締結日までに令和 8 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

※令和 8 年 4 月 1 日 8：30 以降のなるべく早い時間に納品、設定し、令和 9 年 3 月 3 1 日 17：15 以降に撤去すること。

※配送業者等を利用して納品することも可能とするが、その場合は事前に 4 の必要設定を行っておくこと。

6 貸与場所

福井労働局労働保険徴収室（福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 14 階）

7 見積書について

福井労働局総務課 会計一係 佐々木 まで提出することとする。

見積書宛名は「支出負担行為担当官 福井労働局総務部長」とする。

業務に係る費用すべてを計上し、税込の総額を必ず記載すること。

8 検査及び代金の支払いについて

(1) 当方の検査担当職員による検査に合格したことをもって契約の履行完了とする。

(2) 請求は毎月または契約期間終了後一括で行うものとし、詳細は双方協議の上決定すること。なお、請求書は速やかに提出することとし、請求書の宛名は「支出官 福井労働局長」とする。

(3) 適法な請求書を受理してから 30 日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

9 その他

(1) 仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議の上これを定めるものとする。

(2) 本業務で知り得た発注者の秘密及び発注者が指定した者に関する事項については、契約期間中はもとより、契約終了後においても他に漏らしてはならず、情報の漏洩防止対策にも万全を期すこと。

(3) 本業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

担当者

福井労働局総務部総務課 会計第一係 佐々木

（福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 14 階）

TEL：0776-22-2655

メール : sasaki-yuma@mhlw.go.jp